

## アジア・ハイ・イールド債券ファンド

### 成長通貨コース

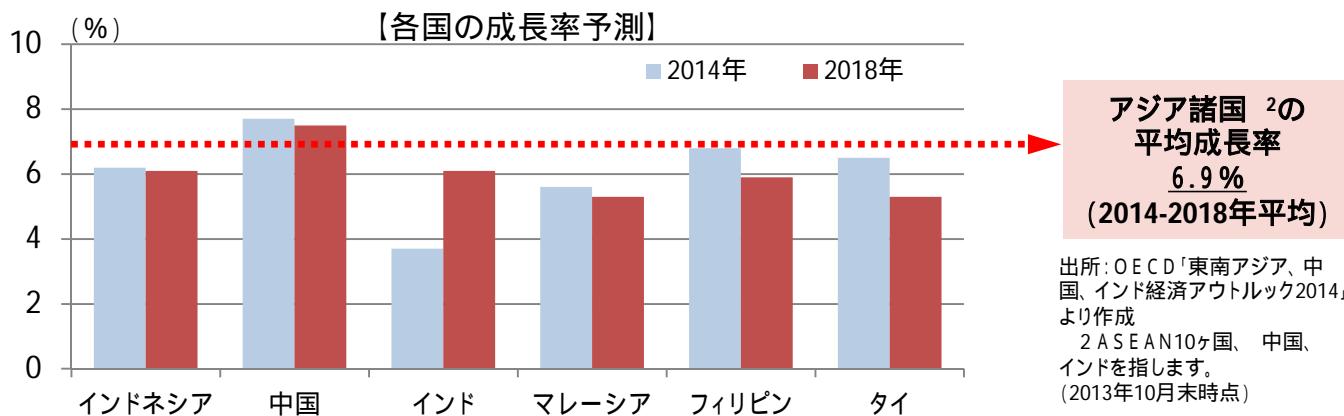
追加型投資信託/海外/債券

#### ～アジア・ハイ・イールド債券の投資環境～

アジア・ハイ・イールド債券は2013年5月以降、米国の量的緩和策縮小開始に対するFRBの動向や、市場の思惑等によって上下する展開となりました。今後もそうした市場環境に左右される懸念は残りますが、アジア各国の好調なファンダメンタルズ<sup>1</sup>や相対的に高い利回り等から、アジア・ハイ・イールド債券は堅調に推移することが期待されます。

当資料ではアジア・ハイ・イールド債券投資に関するポイントと、ファンドの投資対象である日興アジア・ハイ・イールド・ポンド・ファンドのファンドマネージャーからのコメントをご紹介いたします。

#### POINT 1. アジアのファンダメンタルズは引き続き好調です。



1 ファンダメンタルズとは一般的に経済活動の状況を表わす基礎的条件のことをいいます。  
各国の経済指標や企業の業績や財務状況等によって表わされます。

- 2014年～2018年にかけて、アジア諸国は平均6.9%の成長率となる見通しです。
- 外部要因等による相場変動の影響は受けますが、引き続き好調なファンダメンタルズを背景に、アジア・ハイ・イールド債券は今後も堅調に推移することが期待されます。

#### POINT 2. アジア・ハイ・イールド債券の投資妙味が高まっています。



【各期間の利回り上昇要因】	
期間	リーマンショック
期間	米国債格下げ
期間	米国の量的緩和策縮小開始懸念

- 米国の量的緩和策縮小開始懸念を契機に市場のリスク回避志向が高まったことで、アジア・ハイ・イールド債券の利回りが上昇(債券価格は下落)しました。
- 2013年10月31日時点では、米国ハイ・イールド債券よりもおよそ1.2%高い水準で推移しています。

## [日興アセットマネジメント アジア リミテッド] ファンドマネージャー レオン・ワイ・フーン氏のコメント

2013年1月、5月においてアジア・ハイ・イールド債券は下落基調にありました。下落の主な要因は債券の大額起債による需給の悪化によるもの(1月の下落要因)や、米国の量的緩和策縮小開始懸念に伴うリスク回避的な動き(5月の下落要因)が影響したものでした。

一方でアジア市場のファンダメンタルズは引き続き好調に推移しています。ムーディーズでは2013年のアジア市場のデフォルト<sup>3</sup>率を1.6%と予測しており、2013年2月に公表された同予測値2.0%より低下していることからも、アジア域内企業の底堅さをうかがうことができます。

また、近年アジア債券の発行額は、好調なファンダメンタルズを背景とした資金調達需要により堅調に拡大しています。その主要な債券保有者がアジア圏の投資家であることもアジア債券市場の安定化を促す要素の一つといえます。

2013年10月末現在、米国ハイ・イールド債券と比較してもアジア・ハイ・イールド債券のスプレッド<sup>4</sup>水準は相対的に投資妙味が高い水準にあります。仮に、アジア・ハイ・イールド債券の投資タイミングを前述の様な内外要因等から判断した場合、比較的良好な投資時期であると推測することが出来るのではないかでしょうか。

<sup>3</sup> デフォルトとは、債券の利払いが滞ったり、元本が返済されなくなること。債務不履行とも言います。一般に、投資適格債券に比べて、信用力の低いハイ・イールド債券はデフォルトリスクが高くなる傾向があります。

<sup>4</sup> スプレッドとは2つの商品における金利差や価格差のことと言います。

### 当資料で使用した指標について

- ・アジア・ハイ・イールド債券: JPモルガン・アジア・クレジットインデックス(BB格以下・社債)(米ドル建て)
- ・米国ハイ・イールド債券: BofA ML・USハイイールド・マスター・コンストレインド・インデックス(米ドル建て)

### ファンドの特色

- 1 主として日本を除くアジア(オセアニアを含む)のハイ・イールド債券(米ドル建て等)を実質的な主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

当ファンドは、日興アセットマネジメント アジア リミテッドが運用する投資信託証券「Nikko AM Asia Limited Investment Series - Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラス3)」(以下「クラス3」ということがあります。)および「Nikko AM Asia Limited Investment Series - Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラス4)」(以下「クラス4」ということがあります。)を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

原則として「クラス3」および「クラス4」投資信託証券への投資比率を概ね均等とします。

- 2 当ファンドは、原則、相対的に金利水準が高く、成長性が高いと考えられる6通貨の為替取引を行い、為替取引によるプレミアムの獲得を目指します。

- 3 原則、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益の分配を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

・後述の「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

**当資料に記載のデータ等は作成時点における過去の実績であり、将来の運用結果をお約束するものではありません。**

## 投資信託の収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その額相当分、基準価額は下がります。

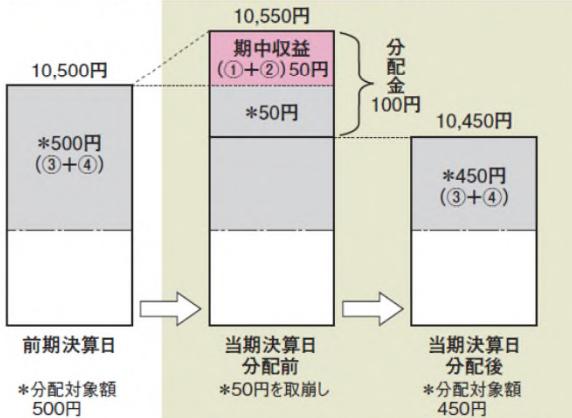
投資信託で分配金が支払われるイメージ



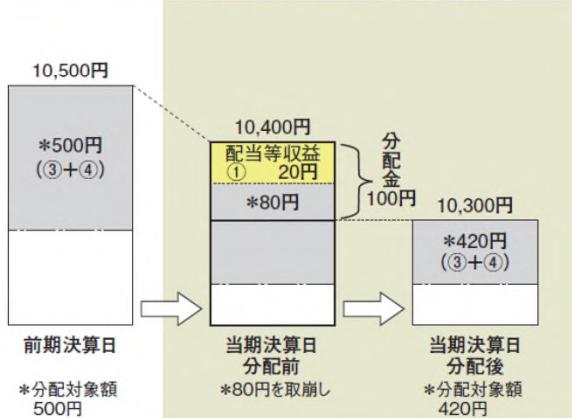
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

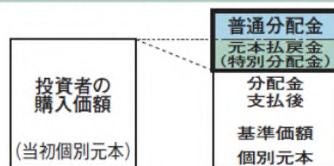


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。  
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。  
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合)



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲の「●税金」をご参照ください。

## 通貨選択型ファンドの収益のイメージ

■当ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行っております。

<イメージ図>



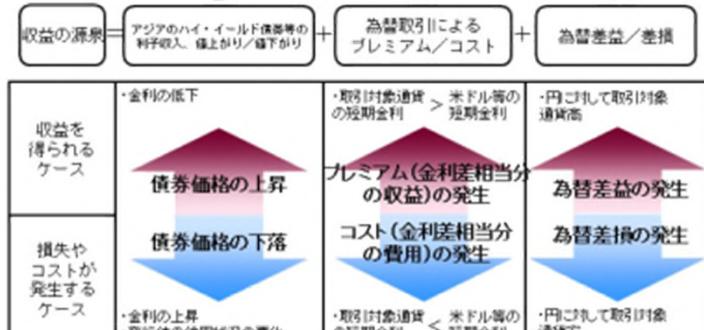
※取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

■当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。  
これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

A

B

C



# 投資リスク

## 《基準価額の変動要因》

各ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

各ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

## 価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## 信用リスク

公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあります、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、各ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、発行体の業績等の悪化や景気動向等による価格変動が大きく、発行体の倒産や債務不履行等が生じるリスクが高いと考えられます。

## 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあります、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、各ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、市場規模や取引量が小さく、流動性が低いと考えられます。

# 投資リスク

## 為替変動リスク

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、主に米ドル建て等の外貨建資産（以下、投資対象資産といいます。）へ投資し、原則として当ファンドでは対象通貨に対する為替取引（米ドル等売り／対象通貨買い）を行うため、対象通貨の対円での為替変動による影響を大きく受けます。また、投資対象資産を対象通貨で完全に排除することができないため、投資対象資産の米ドル等発行通貨の為替変動による影響を受ける場合があります。

なお、対象通貨の金利が投資対象資産の発行通貨の金利より低いときには、金利差相当分が為替取引コストとなります。

一部の対象通貨については、直物為替先渡取引（NDF）を利用することにより為替取引を行う場合があります。

NDFの取引価格は、需給や対象通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

直物為替先渡取引（NDF）とは、制度上の規制等がある通貨の為替取引を行う場合等に利用され、決済時に元本部分の受け渡しを行わずに、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

## カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することができます。

## 《その他の留意点》

クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

## 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して10.147%

上記は、平成25年3月末現在のものです。平成26年1月1日以降は20.315%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

・後述の「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

## ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入価額に <b>3.675% (税抜3.5%)を上限</b> として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> を乗じた額です。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 (信託報酬)	当ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率0.9660% (税抜0.92%)</b> を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 (委託会社) 年率0.3675% (税抜0.35%) (販売会社) 年率0.5670% (税抜0.54%) (受託会社) 年率0.0315% (税抜0.03%)
投資対象とする投資信託証券の信託報酬等	<b>年率0.77%</b> 上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査報酬、弁護士報酬等)、管理報酬等がかかります。
実質的な運用管理費用 (信託報酬)	当ファンドの純資産総額に対して <b>概ね1.7360% (税込・年率)</b> 程度となります。 当ファンドの運用管理費用(信託報酬)年率0.9660% (税抜0.92%)に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等(年率0.77%)を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、当ファンドにおける、実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)は変動します。
その他の費用・手数料	監査報酬 当ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.0021% (税抜0.0020%))を乗じた額とします。但し、実際の費用額(年間26.25万円 (税抜25万円))を上限とします。 なお、上限額は変動する可能性があります。 その他の費用(*) <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・売買委託手数料に対する消費税等相当額</li> <li>・コール取引等に要する費用</li> </ul> (*) 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 委託会社・その他の関係法人

委託会社	ファンドの運用の指図を行います。 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者(関東財務局長(金商)第351号) 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 ホームページ : <a href="http://www.sjnk-am.co.jp/">http://www.sjnk-am.co.jp/</a> 電話番号 : 03(5290)3519 営業部
受託会社	ファンドの財産の保管及び管理を行います。 株式会社りそな銀行 (再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

## ●販売会社(順不同、○は加入協会を表す)

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号					
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号					
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号					
新潟証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号					
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号					
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号					
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号					
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号					

### 備考欄の表示について

- 1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- 2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- 3 新規のお取扱いを行っておりません。

### ご留意事項

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

・後述の「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額 換金請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。
換金代金	換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等をいいます。以下同じ。
申込不可日	シンガポールの銀行休業日においては、お申込みを受付けません。
申込締切時間	原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成28年8月10日まで（設定日 平成23年11月14日） 委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券が償還する場合、受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることができます。
決算日	原則、毎月10日。（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時（年12回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	1,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎年2月、8月の決算時及び償還時に、運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

・後述の「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

### 当資料のご利用にあたっての注意事項

- ◆ 当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時に渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- ◆ 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆ 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ◆ ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆ 当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社の意見等は予告なく変更することがあります。